

泉大津市、株式会社大垣共立銀行及び株式会社 OKB 総研による 包括連携に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、泉大津市（以下「甲」という。）、株式会社大垣共立銀行（以下「乙」という。）及び株式会社OKB総研（以下「丙」という。）の三者が、地方創生及びSDGsの実現に向け、それぞれの地域の特色を生かした連携強化を図ることで、社会課題の解決に寄与する取り組みを創出し、地域経済の活性化及び地域社会の発展を推進することを目的とする。

(連携取組事項)

第2条 甲、乙及び丙は、協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 食に関すること
- (2) 地域産業の活性化に関すること
- (3) 交流人口の拡大に関すること
- (4) SDGs教育の推進に関すること
- (5) 市民の健康増進に関すること
- (6) 脱炭素社会の実現に向けた取り組みに関すること
- (7) その他、本協定の目的を実現するために必要なこと

2 甲、乙及び丙は、必要に応じ協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲、乙及び丙の三者間で協議の上、決定する。

(協定の見直し及び解除)

第3条 甲、乙又は丙のいずれかから、協定内容の変更又は解除の申し出があったときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了1カ月前までに甲、乙又は丙から相手方に対して書面により協定終了の申出を行わない限り、本協定は更に1年間更新し、以降も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲、乙及び丙は、第2条に掲げる事項の実施において、知り得た秘密情報を第三者に開示、提供又は漏洩せず、また本協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲、乙及び丙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ押印の上、各自1通を保有する。

令和4年6月29日

甲 大阪府泉大津市東雲町9番12号
泉大津市
市長 南出 賢一

乙 岐阜県大垣市郭町3丁目98番地
株式会社大垣共立銀行
取締役頭取 境 敏幸

丙 岐阜県大垣市郭町2丁目25番地
株式会社OKB総研
代表取締役 青木 義実